

広島県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター六丁目一番一―号	オリーブ薬局市民前店	尾道市新高山三丁目一―七〇番地二―四	平成三〇年三月三十一日
有限会社東広島調剤薬局	東広島市西条西本町二番六〇号	東広島薬局	東広島市西条西本町二番六〇号	平成三〇年四月一日
株式会社訪問看護ステーション桃の木	広島市安佐南区昆沙門台三丁目四番一―三号	訪問看護ステーション桃の木	廿日市市佐方四丁目六番八号 車コーポラス一〇―一号	平成三〇年二月二十八日